

平成16年12月10日

各 位

株式会社 U F J ホールディングス  
コード番号 8307

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社U F J 銀行の取引先である桜島シーサイド開発株式会社が、大阪地方裁判所に特別清算手続開始の申立を行ったことに伴い、株式会社U F J 銀行の同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 桜島シーサイド開発株式会社の概要

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 本 社 所 在 地     | 大阪市北区西天満1丁目9番20号   |
| (2) 代 表 者 氏 名     | 武田 新司  |
| (3) 資 本 金         | 10百万円  |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 不動産の所有・売買・賃貸借・管理・仲介、不動産再開発に関する企画・コンサルティング、有価証券の保有および運用、その他これらに付帯するまたは関連する一切の業務 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成16年12月10日 大阪地方裁判所に特別清算手続開始の申立。

3. 当該取引先に対する債権の金額

株式会社U F J 銀行 21,800百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権については、平成16年9月中間期において損失処理済であり、本件に伴い11月24日に当社が発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以 上